

別表第1（第6条関係）

保育利用基準点数表

次のⅠからⅣまでを合計するものとする。同一点数に並んだ場合の順位表はⅤによる。

Ⅰ 保護者等の就労状況等

区分		父	母
就内勤 労職務 ・ 農自 業営 ・	1月 140時間以上	200	200
	1月 110時間以上140時間未満	180	180
	1月 90時間以上110時間未満	160	160
	1月 80時間以上90時間未満	140	140
	1月 65時間以上80時間未満	120	120
	1月 52時間以上65時間未満	100	100
求職中		50	50
妊娠・出産		—	210
疾病等	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥	260	260
	週1回以上の通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が常時困難なとき	210	210
	週1回以上の通院加療を行い、週4日以下かつ1日4時間以下の安静が必要で保育が困難なとき	140	140
障がい等	心身に障がいを有し、常時臥床又はそれに相当すると認められるとき（身体障害者手帳1級及び療育手帳A又は精神手帳1級程度）	260	260
	心身に障がいを有し、保育が常時困難と認められるとき（身体障害者手帳2・3級及び療育手帳B又は精神手帳2・3級程度）	210	210
	心身に障がいを有し、保育が困難と認められるとき（身体障害者手帳4～6級程度）	140	140
介護・看護	児童の同居親族に疾病又は障がいのため日常生活全般に介護・看護を要する者があり、保育が常時困難（要介護認定3～5及び身体障害者手帳1級及び療育手帳A又は精神手帳1級程度）	195	195
	児童の同居親族に疾病又は障がいのため日常生活の一部に介助を要する者又は日常生活の支援を要する者があり、保育が困難（要介護認定1・2及び身体障害者手帳2・3級及び療育手帳B又は精神手帳2・3級程度）	155	155
	上記以外の介護及び付添（要支援認定1・2及び身体障害者手帳4～6級程度）	115	115
不在（父母の離婚、死亡、別居、行方不明、未婚又はその他の理由による）		230	230
母子父子家庭（ひとり親で求職中又は就労しているが就労状況が上記の就労「1月 90時間以上110時間未満」以下の場合）		170	170
離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある者で、その事由が生じてからの期間	2か月以内	250	250
	4か月以内	240	240
	6か月以内	210	210
国又は公共団体が設置する職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学する場合		200	200
天災火災等		300	300

備考

- この表において複数の状況に該当する場合は、それぞれ最高点の項目の点数とする。
- この表において「就労（勤務・自営・内職・農業）」は、就労内定の場合も含む。ただし、利用開始希望日時点の就労の状況が未確定の場合は、「1月 52時間以上65時間未満」欄を適用するものとする。

3 この表において「離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある者で、その事由が生じてからの期間」により点数化する場合には、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則第16条の規定により申請した利用開始希望日において、離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある場合 生活の激変が生じた事由の状況が変わらない限りは、規則第16条の規定により申請した利用開始希望日時時点の点数を引き続き適用する。

(2) 空き待ちの期間において離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある場合 生活の激変が生じた事由の状況が変わらない限りは、当該事由が生じて以降から直近の利用開始希望日時時点の点数を引き続き適用する。

4 各事由の程度が判別不能又は疑義がある場合は各事由の最低点を適用するものとする。

II 児童の世帯状況

満3歳に達する日以後の最初の3月31日までを対象年齢とする保育施設等を満了する入所児童及び利用申請と同一年度内に閉園する認可保育施設の入所児童（同時に利用申請をする入所児童の兄弟姉妹を含む）	2 5 0
出産、産前休暇、育児休業、児童の傷病その他やむを得ない事情により退所した児童の再入所（同時に利用申請をする当該児童の兄弟姉妹を含む）	2 0 0
就労による自立が可能で自立が期待できる生活保護世帯又は市民税非課税世帯	1 0
市民税所得割額が世帯合計48,600円未満の世帯	5
次のいずれかに該当する場合は当該点数とする	
(1) 兄弟姉妹同時申請（同年齢）	2 0 0
(2) 兄弟姉妹同時申請（異年齢）	1 6 0
(3) 兄弟姉妹在所中	1 6 0
(4) 別表第2に規定する保育の必要性の事由が疾病・障がい及び介護・看護、並びに父若しくは母又は両親が不在である場合（利用申請児童が1人の世帯に限る）	1 6 0
世帯内に18歳未満の子が複数いる場合（2人目から1人あたり）	1 0
兄弟姉妹が自宅で保育されているか又は幼稚園に入園している場合	- 3 0
利用申請児童を現に保育していた親族が看護・介護、疾病又は障がいその他の事由により保育できなくなった場合	3 0
同居の65歳未満の祖父母が求職中の場合は、保護者等の就労状況等による点数については父母のうち点数が低い方を50点とする	—

備 考

1 この表において「出産、産前休暇、育児休業、児童の傷病その他やむを得ない事情により退所した児童の再入所」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

- (1) 母の出産、産前・産後休暇又は育児休業等により長期欠席又は自宅で保育を行うために入所児童が退所した場合
- (2) 入所児童の傷病による長期療養により、当該入所児童が退所した場合
- (3) その他、上記に類するものと認められる場合

2 この表において「兄弟姉妹が自宅で保育されているか又は幼稚園に入園している場合」とは、「兄弟姉妹が自宅で保育されている状況のまま利用申請児童のみ保育施設等の利

用を希望する場合、または兄弟姉妹が幼稚園に入園している状況のまま利用申請児童のみ保育施設等の利用を希望する場合」をいい、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下同じ。）に入園している兄弟姉妹が施設等利用給付認定の２号認定を受けて幼稚園で預かり保育を受けている場合
- (2) 幼稚園に入園している兄姉の３歳未満の弟妹について保育施設等を利用申請する場合（この場合において幼稚園の預かり保育利用の有無を問わない。）
- (3) 兄弟姉妹が施設等利用給付認定の２号認定を受けて認可外保育施設利用、一時保育利用をしている場合
- (4) 自宅で保育されている兄弟姉妹が看護を要する場合
- (5) 兄姉の利用申請をしている保育施設等に弟妹が対象年齢に達しておらず、弟妹が自宅で保育されている場合（４月１日を利用開始希望日とする利用申請に限る。）
- (6) その他、上記に類するものと認められる場合

- 3 この表において「市民税非課税世帯」及び「市民税所得割額が世帯合計４８，６００円未満の世帯」の判定は、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年郡山市規則第70号）第４条の規定により行うものとする。
- 4 この表において「同居の65歳未満の祖父母が求職中の場合」とは、利用申請児童と同居する祖父母が就労、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、就学のいずれにも該当しない場合をいい、利用開始希望日が属する年度の末日までに同居の祖父母が65歳に到達する場合には適用しない。

Ⅲ 児童の保育状況

育児休業等の父母が利用申請児童を保育している場合	30
施設等で利用申請児童が保育を受けている場合	10
市外別居家族が利用申請児童を保育している場合	8
同伴就労により利用申請児童を保育している場合	5
市内別居家族が利用申請児童を保育している場合	2
同居家族が利用申請児童を保育している場合	1

備 考

- 1 この表において「育児休業等」とは、産前休暇、産後休暇及び育児休業をいい、育児を事由としない休暇又は休職は含まない。
- 2 この表において「施設等」とは、市内外を問わず、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、私立幼稚園、認可外保育施設のいずれかを利用している場合（一時保育利用も含む。）をいう。
- 3 この表において「同居家族」には、次に掲げる場合を含む。
 - (1) 育児を事由としない休暇又は休職の場合
 - (2) 利用開始日の前月19日以前に育児休業等期間が終了し、自宅で保育している場合
 - (3) 利用開始日の前月19日以前に施設等利用を終了し、自宅で保育している場合

IV その他の事由

次に掲げる場合においては、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用申請児童の保護者が郡山市の保育施設等に保育士若しくは看護師（准看護師又は保健師を含む）として勤務している場合又は勤務予定の場合 170 点を加える
- (2) 利用調整により決定した保育施設等の利用を辞退（家庭状況又は就労状況等の急な変更により、やむを得ないと認められる場合の辞退を除く）し、再度別な保育施設等の利用を申請する場合 辞退した利用開始希望日と同一年度の利用調整については 200 点を減ずる。
- (3) 兄弟姉妹同時申請において点数が異なる場合は、兄弟姉妹全員の点数を一番高い点数の児童に合わせるものとする。
- (4) その他、特別な事情を考慮する必要があると認める場合 100 点を限度として加点する。

V 同一点数の順位表

同一点数で並んだ場合において、利用調整会議で必要と認められる場合には、次に掲げる順位を考慮し利用調整を行うものとする。

1	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までを対象年齢とする保育施設等を満了する入所児童が連携施設を希望している場合
2	現に認定こども園を1号認定で利用している入所児童が、同施設で2号認定での利用を希望している場合
3	類型間の優先順位（①～⑩の順） ①災害復旧 ②疾病・障がい ③介護・看護 ④ひとり親 ⑤居宅外労働 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・居宅内労働の内定 ⑧就学 ⑨妊娠・出産 ⑩求職活動
4	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
5	経済的状況（教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者の市町村民税所得割合算額）
6	保育状況（育休復帰、育休延長の有無等）
7	希望保育施設等の状況
8	空き待ちの期間が長い世帯
9	保育施設等に係る利用者負担額（保育料）の納付状況